

行政文書非公開決定通知書

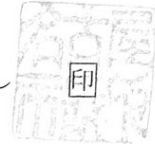
4 観名保第 136 号

令和 5 年 2 月 6 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年1月23日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	23/1/23 河村たかし市長定例会見 「文化庁の偉いさんも、200 年から 300 年で国宝にもう 1 回すると、名古屋城。自信を持って復元ということやっ てくださいよと言っていましたよ、僕に」の根拠が分かる会 議記録、メモ、配布資料
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在 であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。